

3 - 5 緊急時の入居者の安否確認要請に係る対応

東京都及び東京都住宅供給公社では、お住まいの方の安否にかかる確認の要請に、より迅速かつ的確に行動するため、対応マニュアルを整備するほか、地元区市町や自治会等との連携を強化するなどの取組を積極的に行っています。

団地内で、最近姿を見ない、連絡が取れない、新聞や郵便物が溜まっている、電気が付けっぱなし等、安否の確認が必要と思われる場合は、JKK東京お客さまセンターへご連絡ください。

状況等を調査のうえ、必要と判断した場合は、警察官に立会いを要請し居室内に立ち入る等の対応を行います。

3 - 6 巡回管理人による団地訪問

(1) 高齢者や障害のある方への定期訪問

都営住宅等では、窓口センターに自ら出向くことができず、訪問を希望する方に、巡回管理人が2か月に1回程度、定期的に訪問し、各種申請の取次ぎや相談等の支援を行っています。

以下の対象となる世帯は、お気軽にご相談ください。

ア 対象となる世帯

- (ア) 65歳以上の高齢者のみの世帯
- (イ) 障害のある方のみの世帯
- (ウ) 65歳以上の高齢者及び障害のある方のみの世帯

イ 定期訪問のお申込み

巡回管理人の定期訪問を希望される場合は、JKK東京お客さまセンターにご連絡ください。

また、新たに65歳、70歳、75歳になった世帯、80歳以上の方のみの世帯には、巡回管理人が定期訪問の希望調査を行います。

ウ 定期訪問による支援内容

- (ア) 各種申請書、収入報告書や修繕に関する相談・取次ぎ
- (イ) 福祉に関する関係機関への紹介

※1 巡回管理人は、東京都住宅供給公社の窓口センター職員です。

※2 訪問の際は必ず身分証を携帯します。

※3 金銭の取扱い、住民票等の代理取得は行いません。

(2) 共用部分の外観点検等の団地管理

巡回管理人は、上記の高齢者や障害のある方への訪問のほか、団地内を定期的に巡回して、建物の外壁や公園の遊具などの点検を行い、団地の安全を維持することに努めています。そのほか、無断駐車などの迷惑行為には是正指導を行い、良好な住環境を守っています。

○ 主な点検内容

- (ア) 建物の外壁のひび割れ、剥落
- (イ) 公園の遊具の破損、周辺の安全性
- (ウ) 団地内の舗装の陥没やフェンスの破損など